

実施方針等に係る質問に対する回答（令和4年5月9日修正版）

■資料

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	(a)			
1	資料1	事業用地 位置図										緑地率は2つの土地合わせて25%でしょうか。	<p>給食センターを建設する西側敷地に関して、その中で開発要求水準書の要件(駐車場・駐輪場の設置台数など)の全てを満足できず、条件要件の一部を東側敷地を用いて満足する計画であれば、<b>両敷地一体で開発申請を行ってください。この場合は、2つの土地を合わせて、大阪府自然環境保全条例及び同施行規則に定める基準で求める緑化面積を満足することが条件となります。</b></p> <p><b>西側敷地の開発に係る要求水準書に示す要件が西側敷地のみで完結し、東側敷地を青空駐車場として利用する場合は、東側敷地は開発申請大阪府自然環境保全条例及び同施行規則に定める基準で求める緑化の対象となりません。緑化面積は西側敷地で単独で満足するようにしてください。</b></p>